

自然環境局野生生物課

## 1. 事業の概要

既に指定されている特定外来生物や今後追加指定される特定外来生物の適正な管理を実施するため、次の事業を行う。

### (1) 特定外来生物の選定及び飼養等基準の策定等の調査

特定外来生物の選定のための専門家会合の開催、要注意外来生物等の生態特性等の情報収集、特定外来生物の飼養等基準の策定、個体識別の実行体制の確立など施策実行に必要な調査の実施。

### (2) 外来生物対策に必要な情報のインターネット上での提供

法制度や申請手続、特定外来生物情報、要注意外来生物リストなどの情報を随時ホームページ上で公開するとともに、インターネット上で関係者が双方向の情報共有を行うためのシステムの機能拡充を進める。

### (3) 特定外来生物の適切な飼養等の確保

飼養等許可の申請・届出の審査、立入検査の推進、規制内容の周知など飼養者による特定外来生物の適正管理の確保。人の生命身体に被害を及ぼすおそれがある特定外来生物の適切処分のための体制の整備。

### (4) 水際での輸入管理

輸入審査に際しての専門家による種同定作業の実施、任意放棄個体の適切な処分など税関での円滑な輸入規制の実施体制の強化、海外から非意図的に侵入する外来生物について専門家によるリスク評価や対策の検討、輸入業者・旅行者等への効果的な普及啓発の実施。

## 2. 事業計画

外来生物対策の推進について必要となる経常的な経費である。

今後、規制対象種の増加に伴い、適切な規模の予算の確保と効率的な事業の実施が必要となる。

## 3. 施策の効果

適切かつ迅速な規制対象種の選定、国民への情報提供、飼養される特定外来生物の適正管理、水際での輸入管理体制の強化等により、外来生物法の実効性を確保し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害の低減を図るとともに、新たな被害の発生を封じ込める。

# 外来生物対策管理事業

## (1) 特定外来生物等の新規指定関係

### 特定外来生物の選定による被害の予防

特定外来生物を選定するための意見を聴く専門家会合の開催

未判定外来生物、要注意外来生物等についての生態特性情報等収集

飼養等基準の策定、個体識別措置の実施体制整備（既指定種も対象）

## (3) 国内での特定外来生物の適切な管理関係

### 特定外来生物の適正な管理・処分の推進

飼養等許可申請の審査、立入検査の推進、規制内容の周知等による適正飼養の確保

人の生命身体に被害を及ぼすおそれのある個体が野外で発見された場合の早期引取り・処分体制の整備

## (4) 外来生物の適切な輸入管理関係

### 円滑な輸入規制の実施

専門家による同定作業の実施、任意放棄個体の適切な処分、旅行者・輸入業者等への普及啓発の実施とより効果的なあり方検討。

### 非意図的導入対策

物資等に付着し非意図的に侵入する外来生物の調査・専門家による対策の検討

## (2) 外来生物情報の提供

### 国民・事業者との情報の共有

法規制、申請手続方法、特定外来生物の生態情報等のインターネットでの国民への提供等